

手配旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)・(旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、(株)nori・nori(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、契約書面に記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社が、旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行のお申込みと契約成立の時期

- (1) 当社にて、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料、または違約金のそれぞれの一部として取扱います。手配旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 当社は前項の規定にかかわらず、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合、契約の成立時期は、契約書面に記載します。
- (3) 当社は(1)号の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申し込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

3. 契約の変更及び解除

- (1) 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) 旅行者から契約内容変更の申し出があったときは、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。
- (3) 変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。
- (4) 旅行者は、いつでも契約の全部または一部を解除することができます。旅行者が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - ① 別紙の見積書に記載の手配料金。
 - ② 旅行者が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用。
 - ③ 旅行者がいまだに提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関に支払う費用。
 - ④ 前号の旅行サービスの手配の取消にかかる取消手続料金。
- (6) 旅行者が暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、催告なく契約を解除する場合があります。

4. 旅行代金

- (1) 旅行者は、当社の定める期日までに当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3) 前項の場合において旅行代金の増加又は、減少は旅行者に帰属するものとします。
- (4) 当社は、実際に要した旅行代金(当社の取扱料金を含む)と既にお支払いいただいた旅行代金が合致しない場合、旅行終了後に速やかに清算いたします。

5. 団体・グループ手配

- (1) 団体・グループ旅行で、同じ行程を同時に旅行される旅行者は、責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めてお申し込みください。
- (2) 当社は、契約責任者は手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引を当該契約責任者との間で行います。
- (3) 当社は、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- (4) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者からの求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗サービスを提供する時間帯は原則として、8時から20時までとします。

6. 責任

- (1) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、当社が故意または過失によってお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 前項の規定にかかわらず、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、お客さまが損害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた1の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名について15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (4) お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客さまは損害を賠償しなければなりません。
- (5) お客さまは手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (6) お客さまは、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

7. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

8. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

●基準日

この旅行条件は、2025年02月19日現在を基準としております。

神奈川県知事 登録旅行業 地域-1282号

株式会社nori・nori 鶴見営業所
横浜市鶴見区鶴見中央4-2-9横山ビル4-8

